

平成15年11月13日

第5回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:35)

森田会長 定刻を少し過ぎましたので、第5回の「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開会いたします。

最初に、委員の出欠でございますけれども、事務局の方からご報告をお願いいたします。

久住幹事 事務局の久住でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

本日は、菅沼委員、村松委員、今井委員、高北委員、吉田委員から、ご都合により欠席のご連絡をいただいております。

また、本日の席順ですが、前回同様ランダムになるよう事務局の方で工夫をいたしましたのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。

森田会長 それでは、お手元の次第に基づいて審議を進めてまいりたいと思います。

まず、2の第4回「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

久住幹事 11月7日を確認、訂正の締め切りといたしまして、委員の皆様は、第3回会議録の案としてお送りいたしました。いただいた訂正等を行いまして、昨日から2階の行政情報コーナーに配備しております。以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、次第の3の第4回区民会議の発言要旨について。これも事務局の方からご説明をお願いいたします。

久住幹事 資料第10号として調整しております。10月16日の会議で委員の皆さんからいただきました、区民憲章の個別論点についてのご意見等をまとめたものとなっております。こちらの資料につきましても、11月7日までに委員の皆さんにご確認をいただいております。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、次第の4の、今後の区民会議の日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

久住幹事 それでは、A4の横の表をご覧ください。区民憲章を考える区民会議の進め方(案)でございます。第1回に同じような資料をお配りしておりますが、この間、フリーディスカッションということで内容につきまして、若干回数を延ばしておりますので、改めまして今後のスケジュールをお示しいたします。

本日、11月13日、第5回ということで、盛り込む内容の審議その になってございます。12月11日に第6回会議をということで 後で確認をさせていただきますけれども 1月、2月ということで進んでまいりますけれども、そろそろ中間のまとめの審議ということで、12月には入っていきたくてございます。あくまでたたき台として、事務局の方で資料をお示しをして、それに沿ってご意見をいただいた方が、より意見が出るかなというふうに考えてございますので、森先生と最初にちょっとご相談の上、事務局で資料ということでお示しをしたいと思っておりますので、

また今後の日程についてはこういう形で、事務局の方できょう以降、たたき台のようなものをお作りして、お送りするような形で進めていけたらいいのかなというふうに考えてございます。

森田会長 ありがとうございます。

今後の区民会議の日程その他について、今少しお話がございました。そろそろまとめていかなければということですので、きょうもう一度、多方面から、多角的にご議論いただき、その後、少し事務局の方で整理をしていただいて、今度はそれをベースにして議論をしていただければというふうに思っております。これにつきましていかでございましょうか。よろしゅうございませうでしょうか。

では、そうした形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、ここで、第4回の会議で出されました、傍聴されている方からいただきましたアンケートの内容につきまして、事務局の方からご報告をお願いいたします。

久住幹事 前回アンケートを、お一人の方からいただいてございますので、ご紹介をさせていただきます。その他、ご意見、ご要望というところで、「本日初めて傍聴いたしました。ガバナンスを基本的な考えとするとのことですが、協働が相当するのは、コラボレーションだと思う。片仮名語は極力避けるべきだと思う。理解しがたい概念はふさわしくないと思う」ということでご意見をいただいておりますので、ご参考までにご紹介いたします。

森田会長 ありがとうございます。

この辺につきましては前回も少し訳語がどうだとかいう議論もあったかと思えます。そういうご意見もあったということをご紹介いただきましたので、それも念頭に置きつつ、これから議論を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、前回は資料の第9号に基づきまして、6の事業者の権利、役割・責務まで、この部分まで検討を終えております。事務局から今後の日程について説明もありましたし、今も申し上げたことですが、もう少しまとめて何か資料があった方が議論がより生産的になるのではないかと、事務局の方ともご相談いたしまして、できればこの資料第9号についての議論というものを、ある程度終えてしまっただうかというふうに思っております。基本的にそうした形で整理して、何かまとめていただいたものをつくるということで今後進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、資料9で言いますと20ページに当たるわけですか、区の責務、あるいは区、それから8の区議会の役割・責務、そして執行機関、それから行政手続、情報公開と続いてまいります。それまでの1、2は原則的なことですが、それから3から6といえますのは区を構成する主体なわけですがけれども、今度はまさに区という自治体政府、ガバメントの方のあり方の問題がこれから出てくるかと思えます。

それから、その後でまた住民参加、住民投票といった形での、住民が今度は政治に参加すると

いう場面もありますが、まずは7から、7、8、9、10、11ぐらいですか、ずっと12、13と続いてまいりますけれども、このあたりのことについて、少しご議論をしていただければと思っております。

これは、お手元の資料の20ページからになっておりまして、ここの部分は、ほかに比べますと余りこれまでの意見もそれほど出ていなかったという気もいたします。よろしくご発言のほどお願いいたします。

なかなかこの辺は意見が出しにくいということであれば、また斎藤先生の方から少し、問題提起をしていただきまして、それからご発言をいただければと思っております。

斎藤副会長 それでは、本会議に先立つ研究会報告も踏まえまして、この部分についての論点を少し補足しておきたいと思っております。

今、森田会長からも説明がありましたが、ここの部分、特に7から9の部分です。区の責務、それから区議会の役割・責務、それから執行機関、どの程度の分量を持った内容にするのかというのは、もちろんここで大いに議論してからということになりますが、まとめりとしてはこの7、8、9というのは、文京区の自治体政府、つまり執行部と議会を含んだ自治体政府がどのような役割を果たすべきかということについて検討する。そして、この基本条例、あるいは区民憲章の全体の協働、あるいはガバナンスという観点から見て、この三者のあり方についてどのように書いていくべきかということで、自由にご意見をいただきたいということになります。

今までのフリーディスカッションの中で比較的出ているのは、区議会の、例えば21ページに、ここでの議論だけではなくて質問票に対する回答という形で幾つか出てきていますけれども、両方をまとめた区の責務ということについては、特段まだご意見がいただけておりません。自治体政府、住民、それから事業者も含めた意味での基本条例のあり方、これについては基本原則のところである程度意見をいただいておりますが、その中で自治体政府がどういう役割を果たすかということについて議論を大いにいただきたいということになります。

もちろん個別的に、自治体政府がどのような役割を果たすかと、特に重要な個別な論点については、さらに10以下で、行政手続、情報公開といったようなところでまた別途取り上げるのですが、これはもちろん今後の議論の中では、例えば10以下の部分についても、7から9の中に入れ込めばいいのではないかというような位置づけ、全体の構成としては、自治体政府の役割、その中での執行部、それから区長、執行機関、それから議会の役割について議論いただき、なお残る論点について引き続きお願いしたいということになります。

先行している各自治体の基本条例では、ここの部分もいろいろな濃淡があります。非常に詳しく規定しているところもあればそうでないところもあるし、議会について、最初は外しておいて後でまた検討するといったような規定の内容も、そういう自治体もございます。

森田会長 ありがとうございます。

一言、私の立場から余計なことを言っておきますと、多分、ここは細かく書こうと思うと、込み入った話になると思いますし、一般的なことを書くということになりますと、区民の福祉のためにという話になるかと思いますが、例えばこういう原則があるんじゃないかという基本的なポイント、守ってほしいとか尊重してもらいたい要素というのはあるのではないかと。そういう形で少し整理をしていったらいいのではないかなと思っております。

松本委員 行政の方のお話ということで、こちらの「『文の京』の区民憲章策定に向けて」の最後の方の資料で、29号というのがありまして、この中で93ページから99ページまで表になっています。そして終わりの方には、行政、議会の役割・責務などいろいろ書いてありまして、すごく親切でわかりやすい。ただ、まず基本的なことで、実際に自分が活動していて感じるのは、決して現在は、行政・企業・区民が対等とは思えないんです。協働というのは、あくまでも対等が基本であってと思っていますので、そういう意味では、A、B、C、D、Eまであって、こういう形で出ていますけれども、行政が得意なのは、EとDですね。そしてAは関知しないということですね。この表を見ますと、私から見ると、決してこれはAではない。

例えば、このBを見ていただきます。市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域。このあたりは行政にとっては慣れないせいもあって難しいのかなと思います。そしてこの表にありますCの協働の部分ですね。Cのランクが、もう既に私から見るとDあるいはEに近いという感じがいたします。この辺は、やはり立場によって実感が違うのかなという気がしています。

森田会長 行政と区民の関係のところですから、その辺重要なところだと思いますね。

どうですか。ほかの方がいかがでしょうか。

沼沢委員 今、松本委員が言われたBあたりですか。この辺が行政側の活動として、余りいい事例がないということになるのでしょうか。

行政が少し手を出すだけでいい。住民側も余り手は出してほしくないという、そういう分野が例えばBに入るのかもしれませんが、これは例えば少し補助金を支出すれば、うまく円滑に何らかの住民の活動が進むというような場合がこの部分に当たったり、あるいは行政が情報を少し提供するだけで、ある住民の団体なり活動がうまくいくというような例が、もしかするとBに当たるのかなというような気がします。

いずれにしても、行政には、適当に手を出してほしい、でも余り手を出しすぎてほしくないという分野がこれに相当します。

一つ具体的な例として、文京区の場合、町会は157あります。どちらかというと新住民、新しいマンションができて、そこに新しく文京区に入ってきたという人が、地元の町会の町会費を払って町会員になるかどうかというのは、文京区政の中ではかなり大きな問題です。そのときに、町会というのはこういうことをやっていますというような若干のPR経費を今年度から文京区では予算化して、町会の全体を統括する連合会がパンフレットをつくるときに若干の補助をするこ

とを始めています。この非常に流動的な都会としての文京区の中では必要になってきたというふうなことがあると思います。

資料9号の7の区の責務、執行機関と議決機関を合わせた区というのは、これはなかなかとらえにくいですね。我々も仕事として、議員に説明をするという中で議会と執行機関との緊張関係を意識しています。

例えば、最近行財政改革の地域説明会というのが終わったところなのですが、そういう場合の案というのは、文京区の議決機関も入れた区のものではないんです。執行機関、区長の一補助機関として考えた案を説明しているということなんです。実は予算案、行財政改革の計画というのは区長が作成するもので、議会が作成するものではないんです。これらは、通常、最終的に区のものになる前に議会に報告され審議されます。議会は予算については、これはいい、あれはいいという意思表示はできます。

区としての責務については、むしろ一般の区民の方々から、議会と役所の区長とか、いわゆる区役所の職員も含めた区のイメージというもの、それから、あるいはもっと団体として、区民を含めたもののイメージの責務というところで、むしろ何か聞かせてもらいたいという気がします。

齋藤副会長 今のお二方の意見をもう少し条文というか、この基本条例に盛り込むためにつなげますと、例えば先ほどの松本委員のご発言で言えば、例えばCという領域ですね。ここが今そんなに育っていないということがあります。

松本委員 例えばCというふうなここでとらえているのは、私の感じではDだと思います。例えば93ページで、町会、自治会の自主活動、これはAランクになっているんです。確かに、区は町会の中のそれぞれの細かい活動は関知しないかもしれませんが、補助金をもらっているという意味では、完璧なAではないと私は思います。ちょっと行政の方に近いということなんです。ですから、まずこの基本的なところが私の感覚とは違うのと、特にこのBの市民の主体性のもとに、行政の協力によって行う領域というのが、今後、お金がない状況から、公共の活動を推進する上では、非常にこのBの活動が重要視されると思いますが、とにかく邪魔しないでくださいと言うのが正直なところでもあります。行政と協働するということは、今のところ、あり得ないに近い状況だと思います。この辺を確認させていただきたいと思います。

須藤委員 私が理解しているこのBというスタイルの類型というのは、比較的大きな団体が区とマッチングしてやるときに使う方法ではないか。例えば、PTAは年間の何かの催し物をやるにして、区から補助金をもらう。あとは全部PTAが主体となってやる。それから医師会なんかでは、ただ後援をいただきたい。「後援何々区」と、名前だけいただいて、そのかわり場所を優先的にとりたい。そういうことを思い出しましたので、多分このBというのはその辺のことを言っているのではないかなと思います。

齋藤副会長 ですから、それぞれの領域なり団体の大きさに応じて、いろいろな活動があるわ

けです。では区役所の行政だけではなくて議会も含めて自治体政府にはどうしてほしいのか。松本委員のおっしゃるBあるいはAの領域においては、行政というのは引っ込むべきである。そういうことが、恐らく7の区の責務のところに出てくるんだらうと思います。

松本委員 今、須藤委員がおっしゃったように、その団体に合わせた支援の仕方というのはもう千差万別だと思います。

ただ、例えば、補助金、助成金などの場合は特に透明性が大事だと思いますので、受ける側の個人、団体、コミュニティ側も、情報公開が必要だと思います。

名方委員 ガバナンスという点から、区議会にしても、それから自治体政府でもいいんでしょうけれども、何かなと思うんです。実はこの間も、藤原さんが自主的に検討会をしたいということで議論をしました。久住課長も来ていただいて。そこで一つあったのは、やはりチェック機能みたいなのが一番ポイントだらうと。それを、例えば区議会というのは選挙に選ばれてやっているんですね。それで法律をつくって、そしてその行政としての地方、ローカルガバメントがやっているという図式です。でも、実体的にはどうですかというと、なかなかまず、市民が選挙を何票出しているんですかと。文京区は投票率が高いですけども、それでも全員ではないですよ。となってくると、民主主義の原点をもう一回問い直さなくてはいけないのか。そこでガバナンスとしてみて思ったんですけども、やはりチェック機能をどうつくっていくのかというようなことかなと。そのときのポイントは何かなと。いろいろあるんですけども、私が前から言っているので、やはり報酬というか、それについてのチェックができるようなシステムにすればいいんじゃないかなと、かねがね思っているわけです。

例えば、実は私は文京区の特別職の報酬委員会の公募委員になって、先週出てきたんですけども、そこで見て驚いたのは、特別職の報酬について、区長の権限で、そういう外部の団体から、いわゆる答申を出すというんです。それは区長、議長、収入役、教育長、それから区議の人たちというんです。僕はもっと一般の行政をやっている方々のあれかなと思ったら、それは要するにほとんど人事委員会勧告で決まるわけです。それはシステムで、いろいろ言いたいことはあるんですけども、要はそういうことも含めて、本当に市民がチェックできるようなシステムで、よくやった人にはいっぱいあげるとかというようなことが、可能なような方向を示唆するような何かがあってもいいのかなと。

実はきょう日経新聞に三位一体の話が出ていて、要は、義務的な部分について思ったのは、国から地方にお金をおろしたらいいんじゃないかみたいな、それはもう先生が専門だと思うのでちょっとお聞きしたかったんですけども、そういう流れが、まず、本当にお金の面でも、要するにローカルガバメントが自治にならなきゃいけないと同時に、そこに住んでいる我々もそれをチェックするような何か仕掛けをして、それを憲章が補助する補助というかサポートするような仕組みができればいいんじゃないかなというふうに思うんです。

森田会長 いろいろその辺も大変重要なことだと思いますけれども、少し議論を整理していくことにします。例えばこの資料の9の20ページ、区の責務のところは、確かにこの中の方では、区民会議の方では真っ白なんですけれども、参考に、例えば杉並区の条例が載っているわけですが、ここでは区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにと書いてある。2の方では区民のニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。むしろ、これから議論を整理するためにご発言いただきたいというか、お考えいただきたいのは、むしろここで上がっている項目のような、区民の福祉の増進というのはやはり区の責務でしょう。あるいは最小の経費で最大の効果を上げるようにするというのも、これも区政運営の議会と執行機関も通した原則ではないか。あるいは、区民のニーズに的確に対応しとか、サービスの区民の満足度を高めるとか、納税者の視点に立ってということになるのかもしれませんが、そういう形での項目といいましょうか、キーコンセプトを少し整理をしていくというのが重要ではないかなと思います。今出ているご発言もそうなんですけれども、もう少しそれを原則になるような言葉にしていくとどうということのかなという気がいたします。

山田委員 まずここは、このページが白いのは、こういう項目で我々は聞かれていなかった。抜けているんです。なのでだれも答えていないというのが1点と、今回初めて出てきて執行機関と議会に対してというのは聞かれていたんで、それぞれ後ろはあるんですね。これを今回くくって出されているんで、逆にこれをくくろうとした意図みたいなものがあるのかなという気はするんです。そこら辺の説明を逆にお伺いしたいなというのは素朴にあるんですが。それと、最小の経費で最大の効果を上げましょうというのは、これは自治の本旨か何かで書いてある話ですね。

森田会長 地方自治法にありますね。

山田委員 地方自治法に書いてある話で、そうするとここで言う区というのは、地方公共団体を指すというふうな定義づけで、地方公共団体はこういうことをやりなさいということにくくっておいて、あと21、22の、その構成要素としての執行機関と区議会というふうな流れをねらってこの20ページ、初めてこれが出てきたと個人的には思っていますけれども、そういうねらいをお持ちになって出されたのかなという感じはするんです。

あと、杉並は確かに、ここだけ切り取ると、この第5章になっているんですが、この後に、同じように杉並は区の責務が、第5章があって、第6章が区議会、第7章は執行機関というふうになっていますけれども、ほかの条例を見ていくと、別に区の責務と上にのっけないで議会と執行機関というふうに出しているところもありますし、これはいろいろなタイプがあるのかなと。ここで、逆に提案されている何か意図というのを伺った方がいいのかなという気もします。

斎藤副会長 繰り返しになってしまうかもしれませんが、区役所全体が協働という考え方の中でどう振る舞うべきか。議会及び行政共通で、何か求められるものがある。他の先行する基本条



例においては、杉並のようにこういう項目を立てているのもあるので、あくまで議論のたたき台のたたき台として分離してみたということだと思います。先ほどのAからEのスケールの中で主にターゲットになっているのは行政ですけれども、そのAからEのスケールについて条例をつくるのは、例えば議会ですから、ではそういうところで区全体としてどういう責務があるのかというのでも検討していただきたい。その上で議会、それから執行機関それぞれについて考えると、こういう趣旨ですので、もちろんそういった抽象的なものは例えば要らないということも当然あり得ます。むしろ執行機関や議会に対してこういうものを求めるというのを書くと、そういうスタンスも当然あり得ますので、特段それは何かを誘導しようというわけではなくて、あくまで両方、区役所全体としての責務というのでも考えられますよという程度だと思います。

伊藤委員 私は、初め見たとき、何で区の責務というのがあるのかなといろいろと考えてみたんです。考えてみてこういうことかなと思ったのは、執行機関の役割と、議決機関の役割があって、その共通項をここへ持ってきたのかなと思って、それでちょっと文章をチェックしてみたんです。そうすると、ここに入っている杉並の例というのは、ほとんど執行機関と議決機関の共通項かなというような気がして、だとするならば、この議論を先にするのはちょっと無理があるかなと。むしろ、議決機関の議論と執行機関の議論をして、そこから共通項を拾い上げて7番に持っていくということかなというふうにちょっと考えてみたんですけれども。

森田会長 私がお答えすることではありませんし、誘導するとかそういう気は全然ないんですけれども、ただ普通にこういう自治体政府といいたまいますか自治体といいたまいますか、統治団体と難しく言う場合がありますけれども、それを考えたときに、やはりまず最初にあるのは、議会とか執行機関とかいうよりも国を統治する、まさに自治の担い手たる自治体政府部門というのがあるんじゃないかと。別な例えで言いますと、マンションがあって、共有部分というのはだれかが管理しなくちゃいけないというときに、管理組合をつくるわけです。管理組合の責任というのとは何なのか。管理組合はだれがどういう形で選ぶのかという話があり、その管理組合の中で住民の代表で意思を決める総会がある。しかし総会は毎回毎回やるわけにはいきませんから、総会で決め、総会をリードする役割として役員の方がいらっしゃる。事実上の執行というのは、例えば清掃とか工事と修理とかの契約というのは役員の方がおやりになるわけですが、どういう仕事を頼むか、それに対する経費と役員の方の仕事と授權というのは総会でやるわけですね。そもそも区というのは、今の例えで言いますと、区民の方がいる全体としての自治体の中の管理組合みたいなものであって、その管理組合の中で役割分担をしてあるというのが、議会と区長さんではないか。

ただ、これは憲法などから決まっていますから、うちは執行役員制度だとか、みんな違う形をとるかというのは、そこはなかなか自由にできない仕組みになっています。ですから、どちらかといいたまいますと、全部区長さんを中心にして区役所の職員の方が管理組合、当然のごとくというふ

うなイメージがありますからその責務という話になります。本日、地方制度調査会というところから答申が出ましたが、そこではきちっとした憲法上の地方公共団体じゃないのですけれども、地域自治組織とって、近隣で、自分たちの自治を担う団体というのをつくってもいいんじゃないかといっています。論理的に言うと、まず住民がいる団体があって、それを管理する主体があって、その主体の中をどのように構成していくかというのが順番になってくるわけです。区議会とか区長というのはどういうふうに役割分担して管理していくかという管理組合の中の役割分担みたいな話になってくるわけです。そういう意味で言いますと、そもそも管理組合というのはどうあるべきかという議論があってもいいのではないかなというのが、多分この区の責務の話になってくるのではないかと思います。

伊藤委員 こういうふうに私は考えたんですけれども、まずは憲法があって、その下に日本の地方自治体を規制する地方自治法があって、少なくともこの議論はそれをベースにして、その範囲内でどうするか、文京区の区民憲章はどうするかという議論になるのかなということ、議論を効率よくするには、それを前提にすれば執行機関があって議会があるというのは前提です。その議論をして整理していくと7番がおのずと出てくるのかなというふうに私は考えていたんです。

名方委員 それはむしろ、もっと根本的に今おっしゃったことを考えて、本当に区は要るんですかとかいうところの話があって僕はいいと思うんです。僕はもしそういうのであれば、区民の福祉のためにとやるなら、一つ憲章でぜひ入れたいのは、それはどうすれば一番いいのかということを考えてくださいと。実際考えるのはどうするかわかりませんが、例えば数字で見るとかチェック機能を入れるとか、そうしないと実体化しないと思うんです。官僚の方は、ローカルガバメントの方がどうすれば一番やる気を出すかと。やる気を出していれば別に今のままでいいわけじゃないですか。どうすればやる気を出すかというのは非常に難しい問題なんですけれども、何かやったときにその人をみんなで認めるとか、その人がよかったと思う以上の報酬、報酬というのは広い意味ですよ、それを与えてあげればいいですよ。そういう仕組みに今なっていますかと。なっていないんです。できないんです。それをできるようにしたらいいですよ。例えば久住さんが物すごく働いている。土日も。そしたら久住さんはボーナスを5カ月あげちゃおうと。ほかの人は4カ月だというようなことが今の区のシステムでできますか。だけどそういうことをやろうとしたらやれるようなことを憲章としては促進しますよみたいな大きな枠があればやれるじゃないですか、というふうなことを入れたらいいのかなと。

つまり本当に、官僚制がなぜ悪いかというのは、いいか悪いかというより、本当は要らないんじゃないかという視点からすれば、それは必要悪みたいなものでしょう。自分たちが自治で全部やれば全部いいわけですよ。だから、だったら最小限ミニマムにすればいい。だけど、それが機能するためには、やっている人たちが最大限効率化した方がいいですね。倍、3倍働く、国家公務員、佐藤さんじゃないけど、倍、3倍働けば、ちょっと無理だけど。だって働いています

よ。本当に徹夜でも。そのぐらいシステムを実体化していかないと、出張所の人たちがいつも何か電話番だけしてたくさんいるなというのを区民が見ているわけですよ。そうすると「何ですか」みたいな、あの人たち幾ら給料払っているんですかという、年間600万とか700万で、社会保険も入れれば1,000万超えちゃうよというようなことをあきらめているんです。そういうのが一方にあるから逆にそういう意見が出るんですけれども、だからそうしないと機能していかないじゃないかというようなことは思います。

久住幹事 先ほど説明すればよかったんですが、既にお送りしましたので、今の議論の参考になるようにということで、他の自治体の自治基本条例と、それからまちづくり条例の主だったところというんですか、こちらの方でチェックできるものということで、参考資料の8号ということでお送りしてございますので、今ご議論いただいているような杉並区ですとか、それから二セコ町ですとか、最近出ていきますと、埼玉県鳩山町というようなところの条例の一覧をお送りしてございますので、議論の中で参考にさせていただければと思います。

それから、前回村松委員からNPの一覧をとということでしたので、文京区内のNPの一覧を、東京都のホームページから調製いたしましてお配りしてございます。

それから、本日吉田委員が欠席ということで、文書で前文の一部についてはこういうことを入れた方がいいということと、区民参政権を盛り込んだ方がいいんじゃないかというような趣旨で、ペーパーでご意見をいただいておりますので、議論のご参考にさせていただければと思います。

森田会長 ありがとうございます。

なかなかまとまる方向で議論が進みにくいのかなと思いますし、いきなり区の責務だということになるかと思っておりますので、区の責務は共通項というお話もございましたし、原則的なこともあると思いますが。

藤原委員 この区の責務というのは杉並の何か条文の中では漠然としていて、はっきり言って杉並らしくないと思ったんですけれども、要するに当たり前のことを言っているという感じなんですよね。それで杉並の場合、最後のところに、区長はこう対処すべきであるみたいな附帯決議もついているんですけれども、そういうのを、区長の責務というのはつくってもいいとは思いますが、この区というのはかなり漠然としているということと、あと最小の経費で最大の効果というのは一見もっともらしいですけれども、両方とも相対的で、結局どっち、最大を最初に決めるのか、最小を初めに決めるのかによって全然違うし、今まではつかなかった予算が多くつくこともあれば、今までいっぱいあった予算が削られることもあるし、はっきり言って必要ないんじゃないかなという気がちょっとしたということと、あとそれで、満足度を高めるとかニーズに的確に対応するというのは、区民参画を進めれば当然そういうことになると思うし、区の責務というにしては、帯に短したすきに長しというか、余り必要ないかなという気がしました。

森田会長 ありがとうございます。

沼沢委員 さっき行革の話をちょっと事例で挙げたんですが、少しわかりにくかったと思いますので、ちょっと違う例で、この区の責務の議論に資すればと思って発言します。

今、介護保険はもう全国的な制度として12年度から行われたわけなんですけど、介護保険制度が実際に動いていくベースになっているのは、もちろん執行機関がいろいろ実際に仕事をする。こういう介護保険制度を、区として条例を設けて必要なサービスを行うんだという制度の運営をするに当たっては、議会も予算を議決したりしているわけです。言ってみれば、これは文京区として執行機関と、議決機関の合意というよりは必要な役割を全部分担しています。介護保険制度というのいいものなんで必要なんだということですよね。これはある意味で区民等の福祉の増進ということにもなるし、また最小の経費で最大の効果というところをもとにしながら制度運営がされていると思うんです。

介護保険制度は全国一律のものなんですけど、では文京区固有のものを具体的に例にとって、例えば「日本一の教育のまち」というのを区長が公約で言っていますが、教育についてはよその自治体よりは手厚くやってもいいんだと言ったときに、それをもう少し抽象化して、この区の責務というところで、何か言ってもいいのかなという気もしますね。ここで、区の責務というのはいくら余り考えなくていいんだということではなくて、やはり議会と区長部局といいますか、執行機関というのが、両方セットにならないと実現しないというものが、ほとんどの行政だと思うんです。行政のほとんどはそうなっているんで、一概にここを余り素通りしてはいけないというか。

私が先ほど言ったのは、執行機関にどっぷりつかっている人間なので、少し逆に目に見えにくいから、区民の皆さんから見ると区はどんなふうに見えるのかなというところで考えていただければいいのかなと。その一つの例が介護保険かもしれないし、介護保険はどこにもあるので、例えば文京区教育のまちというふうにしたいということであると、教育のまちというのをここに、区の責務の中で述べるのはちょっとふさわしくないんで、そういうような文京区、文京区らしさとかというようなことをもう少し推し進めていくと、地域性を特色とした施策に配慮するものとするというのがもし区の責務として、文京区らしい非常にユニークな条項になり得るかどうかというそんなことを考えてもいいのかなと思います。

藤原委員 私も文京区らしさというのはすごく必要だと思うんです。そういうのは多分、もしかしたら前文の方に入れた方がいいのかなという気もするんですが。

山田委員 区の責務で、その構成要素として執行機関と議決機関があるというのに、個人的にはちょっと違和感があって、基本的には一緒に手を携えてその責務を果たしていくというのは、確かにそうなんですけど、また、多分法律上はそういうふうな構造になっているんだろうという気もするんですけども、執行機関に対しての一種の牽制組織として、こういう議決の機関もあるのかなという気がして、それがあつて目的でいろいろなネゴをしていくというよりも、こちら住民の、ある意味では議決も住民の代表だというような形でチェックをしますよという話なので、そ

こが区の責務というふうに巻き込まれていって、執行機関を裏づけていく、行動を裏づけていくような形の内部機関化しちゃっているような感じもしちゃうんです。別に問題なければ別々にしてもいいのかなという気も、片方ではしないでもないですが、これは素朴な感想なんです。ここで区の責務だろうということでは、例えば首長さんというか、区長さんが、教育の重点を置くという話をやったとしても、では必ず議会がそれに合わせなくちゃいけないのかというと、別にそれは住民の代表としてそれはいいのかというのはチェックして議論をしていくという、そういう主体のはずなので、それに巻き込まれて、一緒にある目標を実現していかなきゃいけないというふうに足かせをしちゃうのはどうかなという感じです。

これは多分ここから入っちゃうとそういうことになっちゃうんで、何か次の8とか9を議論してからまた戻ってもいいのかなという気もするんですが。

森田会長 いいサジェスチョンをいただきましたけれども、確かに区の責務を置いた意思というのは、先ほど言いましたように論理的に、管理組合があって初めてその中で役割分担ができるという話だと思いますけれども、それは確かにおっしゃるとおりで、今の日本の場合には、何といても執行機関が中心になっていますから、そのところは必ずしもそうマンションと同じようにはいかないのかもしれない。

今お話がございましたように、では、区議会はどういう役割と責務があるのか。そして執行機関はどうなのか。その中でもここは職員の方は別に分けて何かあるのではないかというような形で書かれております。この部分はどちらかといいますと、まさに区政を預かる、区政を運営する仕組みの話です。その後の手続とか情報公開、説明責任になりますと、これはむしろ意思決定のプロセスの流れの話になります。こちらの方は割と原則の話が出てきたかなという気がしますけれども、もう少し区議会とか区長というのはどうあるべきか、どういう原則というのを盛り込んだらいいのか、その辺について次はいかがでしょうか。

名方委員 こういうことはとっぴかかもしれませんけれども、区議会の人とか、議長に対しての、いわゆる能力要件みたいなもの、そういうものを規定するような方向を出したらおもしろいなと思うのですが。例えば、議長、区長は人徳のある人じゃなきゃいけない。人徳が何かという議論はあると思いますが、例えばそういうことを憲章で語ると。人徳についてまとめるというのは幾らでもまとめられますけれども、公正性があるとか、コンプライアンスの意識がちゃんとしているとか、人から尊敬されるとか、他者理解が多いとかいうことを整理すればできるんですけども、憲章なんだからそれをうたってもいいんじゃないかなと思うんです。もし違ったら、あの人は人徳がないと言って議論すればいいじゃないですか。それは憲章としてはちょうどいいんじゃないかなと。いわゆる英語で言うとコンピデンシーですよ。議長のコンピデンシー、区長のコンピデンシーを明確にしていくというようなことなんですけれども。どうでしょうか。

森田会長 いかがですか。

素朴な質問として、コンピデンシーがないと思われる人が立候補して当選した場合にどうなるんでしょうか。

名方委員 だから、そこはそういう人を選んだということですよ。だけど憲章としてはそういうことをきちっとうたっていると。

斎藤副会長 それは、ただ政策的というか、そういうのはよく要望としてはわかりますが、法律としては、区長にしても区議会にしても公選で、何歳以上という要件があって、それで選ばれるということですから、それ以外の要件を条例で付加するということは、現在の考え方でいうとちょっと無理なのではないですか。憲法及び自治法で区長を含めた首長、それから議会の議員の選出要件は一律に定められている。それに制限を課すような要件を課すことは、法律的にはちょっと難しいかなという気はします。選ばれた後どういうふうに行動すべきかということについては、幾つか基本条例で、例えば信託にこたえてというようなことはできると思います。

名方委員 そういう意味では理念とか規範とかもっとあるんですけれども、例えば高潔な人物であるとか、そういう言葉でやってはいけない。それは法律的に無理だということですか。

斎藤副会長 そうですね。法律的には要件にすることはできないでしょう。

森田会長 大変興味深い議論だと思います。

名方委員 例えば、そうでない人がもしそうであったならば、それに対して議論ができるじゃないですか。議論が。そうすると、そのことは何なんだということが。そうすると、皆さんが選ぶ人が選ばれたんだけど、選ぶ人がもう一回見直してもいいかもしれないと。やはりそういう人を選ばなきゃいけないんだという議論になるかもしれないので、一つの、評価するというのは基準をつくることですから、大憲章としてそういう幾つかの項目を出しておいて、そういう人がトップなんですよというふうになればおもしろいのかなというふうに思うんですけれども。

森田会長 それはやはり区民の方が選んだ人はそういう人であるという前提になってしまうんじゃないでしょうか。仕組みとしてはなかなかそこは難しいかなという気がします。

ちなみに、選挙で選ばれる人ではないと思いますけれども、今度国立大学が法人になりますけれども、法人の長は学識、識見があり、なおかつ経営能力を入れた方がいいのか入れない方がいいのかという議論をしたことはあります。そういう人を期待しているという意味ではありますが、選挙で選ばれる人の場合にそれを入れるかどうかというのは、これはちょっと法技術的にもう少し検討をしてみる必要はあるかなと思います、ご意見としては大変ごもっともだと思います。

名方委員 企業の間接をやっていると、人事担当者が言うんです。その役員、役員というのは今の三委員会制じゃない昔の会社の役員にするためにはどういう要件が必要か。人格がない人を役員に選ばないのが人事部の役割だという、ある有名な企業の人事部長が言ったんですけれども、これは当たっているんです。だから、本来は選良というふうに言いますよね。選ばれた人は選良なんだけれども、でも実態を見てくださいと。実際本当にいい人が出られているのかといっ

たときには、僕はかなりもうミスマッチが起きていると思うので、そういう視点でぜひ何か、そういう感覚も入れてもいいのかなというふうに思います。

松本委員 要するに投票率が低くて、そんな人数もたくさんなくても当選している現実の中で、マイナス投票というシステムも考えられると思うんです。あのぐらいの人数で当選するんだったら、このぐらいの人数でやめさせることもできるんじゃないか。可能性はないでしょうか。

斎藤副会長 それは現行法でも制度的にリコールの制度がありますから、議員についても市長についても、それは保障されているわけです。ですからその選出要件について選挙以外のものをつけ加えるというのはできませんが、選ばれた人はこういう行動準則に従ってやってくださいということで、例えばその個々の人だけじゃなくて、議会というものはこうあるべきだということを、例えば区民憲章で書くことは可能です。それに違えているからというのでリコールという可能性はあり得ます。

森田会長 これは議会のご意見を聞いてみる方がいいのかもしれない。

今度は区長さんとか区の職員の方はどうでしょうか。今のおっしゃたような規範で、役割・責務はこうあるべきだということについてはいかがでしょうか。

山田委員 少し補足させていただきます。多分そういった人を選ぶことを区民の責務にした方がいいのかなというふうに思ったものですから、そういう人を投票する義務があると規定するのはどうでしょうか。

それと、執行機関に行く前に、はっきり言って、区民から見て区議会と区議会議員というのは、余り存在感がないというのがベースラインだと思うんです。それはなぜかということ、それによって何か非常に影響を受けているかということと影響を受けていない。もっと言ってしまえば、執行機関が決めたものを区議会が何かひっくり返したこともないし、区議会が提案して、何かものが行われてということもないということです。そういうことをベースに、区議会の今のこれからの役割とか責務を考えていった場合、区議会というのは本当に要るのか要らないのかという話はあるんです。ですから杉並区のこの項目も全然迫力はないんです。これは言われていることを、何かどこかに書いてあることをそのまま写して、トレースしているだけという感じです。ですから本当は、ここで区議会とは一体なんだろうとか、これからやるのは意思決定の判こだけ押していくことだけでいいのかとかいうことを、もう少しちゃんと議論をして、それを出していかなくちゃいけないんじゃないかなというのは個人的に思います。

佐藤委員 区議会について今日は結構厳しい意見が出るのではないかとあってここに臨んでいます。僕は逆に、区議会の積極的な役割というのを少し考えてみたいと思っています。ここ10年くらいで見ると、東京都、あるいは区議会もそうかもしれませんけれども、ミニ政党みたいなものも結構出てきています。それで、どちらかということと監察機能的な、チェック機能という面で役割を果たしているのではないかと。例えば政党の政務調査費の公開を求めるとか、そういう動きも

あったと思うんですけども、必ずしも提案したものを承認するだけではなくて、チェック機能みたいな意味で期待できるのではないかと。そういう役割を期待していきたいと個人的には思っております。

藤原委員 区議会については、前に書面で意見を述べたんですが、もう一度それも含めて言いますと、まず公開を進める必要があるということ。区民の関心や理解や信頼を得るように努める必要があると思います。公開は、傍聴はできるんですが、なかなか傍聴に行くというのは難しいし、いろいろなもっとほかの方法を、例えば実況中継をするとか、いろいろな方法を考えてもいいと思います。あと、議員は一定の代表権を与えられるわけですが、区内のすべての課題の解決に対して全権委任されているわけではないと思いますので、それは信頼性がないということも含めて、ちゃんと住民投票なり、パブリックコメントをもうちょっと充実させる必要があると思います。

あと、議会での論議をきちんと実質的なものにする必要があると思います。何かいつもおざなりに質問して、回答してそれで終わりというのではなくて、きちんとそこで議論が行われるようなやり方を、もっと、国会もそうですけれども、議会全体に、もうちょっときちんと何回でも、ちゃんと回答がない場合はきちんと回答を引き出すまで再質問するとか、そういう仕組みも必要じゃないかと思います。そういうのを何か条文化できないかなというふうに考えます。

名方委員 基本的にそうなんですよね。佐藤さんがおっしゃられたのは、今藤原さんが言いましたけれども、それだったら、佐藤さんがおっしゃるようなような機能があるならば、それなりの効果チェックみたいなものがないと。この間報酬ので見たら、大体議会の人で1,000万から、恐らく1,200万ぐらいの間はもらっているんです。つまりそこに足るだけの仕事をしていればいいし、もっとしていればもっとあげてもいいんですけども、そういうことだと思うんです。だから別に報酬のことにどれだけ要るかというのではありませんが、それに対する、仕事に対するきちとした責任なり仕事をするんだというような、一つの何か押さえみたいなものがあれば、さっきのお話じゃないですけども、何かあったらおかしいじゃないかと言えますよね。そういうふうな仕組みができればなと思います。

森田会長 ほかにいかがでしょう。

松本委員 本当に皆さんのおっしゃるとおりで、私もメディアパートナーのときに、区議会を生でそのまま流せばいいではないか。そうしたらその答えが確か予算の問題というお話でした。ですからこれは多分やろうと思えばできるのではないのでしょうか。定点でいいですからカメラを置いておいて流すことも出来るでしょう。多分問題は全くないわけではないと思うのですが、これはぜひやっていただきたい。傍聴に行かれない人も、実際にそのやりとりが見えるわけです。そのやりとりの内容なんですけど、これは全く素朴な質問なんですけれども、何で同じ質問を、また区長が同じことを答えるのか。本当に不思議なんです。例えば自治会でもそんなことはしない



と思うんです。あれをちっとも不思議がらずにやっているというのは、私にはよくわからないんです。

森田会長 一度、議会との意見交換もした方がと思いますけれども、議会ばかりこだわっているというわけにもいきませんので。今度は区長とか執行機関の方はいかがですか。

斎藤副会長 情報提供というか、参考までにということで、議会自身の今後の機能をどう考えるか。例えば政策形成能力を高めるとというのが一つあって、もう一つは行政を監視する。杉並の場合はそこまでは書き込んでいませんが、例えば他自治体の自治基本条例集の9ページ、生野町の条例では、その11条を見ると、行政に対する監視機能というのを書き込んでいます。それから政策水準の向上など、そういう方向が一つあります。先ほど佐藤委員が言われたことを条文化するとするとこういうのも一つの参考例にはなるかと思います。

それからもう一つは、議会が住民の負託にこたえてちゃんとやっているかどうかをどうやってチェックするか。これはこの議会の役割のところに書き込むということもあり得ます。その場合は、例えば杉並のように、単なる情報公開というのだけじゃなくて、松本委員がおっしゃるように、何でそういう不思議なやり方をしているのか。もっと説明責任というの、住民にとってわかりやすいような運営をすべきだというようなことを書くということもありますし、その区議会の役割のところじゃなくて、住民の自治体自治体政府に対するチェックとしてこういうことができるのだという、いろいろなやり方があり得ると思います。

山田委員 思いつきなんですけれども、投票した後、住民と区議との関係が切れるなど今思ったんです、実は。それで、そうすると、切れた途端に区議というのは、行政のこの区の機関の中に入ってきて、チェック機能ですということで会議に呼ばれてそこでいろいろな意見をやりとりをするという形になりますけれども、そうだとしたら、本当にもうぼつとしたアイデアなんですけれども、議会というのは執行機関と決定機関のやりとりの場ですけれども、投票というか、選挙の後、住民と区議が協議というか、話し合いができる何か場をオフィシャルにつくってもいいのかなとふと思ったんです。つまり投票した 特定の利益の誘導かもしれませんが人たちは、区議というのは一生懸命集会とか何かをやっているわけですけれども、我々ははっきり言って、私も無党派というか、別に特定のものにぶら下がっているわけじゃなくて、投票にはちゃんと行くんですけれども、その後そういう人たちとか、我々が選んだ人たちと本当に会話をすることがないということと言うと、何かそういう一般の区民が区議と話をして、ちゃんと我々の思いというのが例えば伝わっているのかとか、あるいはちゃんと、先ほど指摘があったように、あのやり方は何だというふうに、我々が区議に言える場があったりとかというのが、特定の人と特定の区議というのはあるかもしれませんが、一般の区民とないということが、多分距離をつくっている。例えばそういう場をオフィシャルに文京区ではやるとかというのもいいかなと。

松本委員 住民側にとっても義務などが必要であるという形が要るのかなと思うんです。要するに選挙には行ったけれども、その後評価もチェックもしないというのは、やはり住民側も無責任なのかもしれないですね。選挙が終わって政党が変わっても何にも言わないというのも、言わない方も無責任ではないかなと。この政党だから入れたんだということが言える場が欲しいですし、またそれを言っていかなくちやいけないと思うんです。

森田会長 ありがとうございます。

藤原委員 山田委員がオフィシャルにとおっしゃったんですが、それがオフィシャルの方がいいかどうかはちょっと疑問なんです。ローカルパーティーの中にはきちんと、常に区民と接触を保っているところもありますし、例えば生活者ネットワークとかそういうところもありますし、あとまた、区議の中では、別に自分を支持してくれた人だけじゃなくて、きちんといろいろな政策課題について場をつくっている人もいますので、むしろそれは議員の義務というか責務という感じに、選ばれたからもう自分は全権委任されたということじゃなくて、区民から常に区民の意思を常に酌み取るというか、議会に伝えていく努力というか、そういうのをむしろオフィシャルな場をつくるというよりは、そういう形で義務づけられないかなという気がするんですけども。

山田委員 なぜそう言ったかという、そうやって頑張っている人はいいんです。ただどうしようもない人もいるかもしれない、そういう区議というのは、我々はやはり育てなくちやいけないというか、議員さんをチェックして。あとさっき人格的にという話がありましたけれども、そういったものが、その後のフォローを我々がしていかなくちやいけないのかなという気がしたんです。

藤原委員 そういう人は選ばないようにするふうにした方がいいのかなという気もします。

山田委員 逆に区議に対してのチェック機能を我々が、何かシステムとして持つのもいいのかなという感じがしたんです。

名方委員 一つ可能なのが、やはり直接民主制的なことは、恐らくやろうと思えばできるんですよ。だってインターネットで投票しちゃうとほとんどコストがかからなくてできる。そういうものを何か入れちゃうと、本当に議会は恐らく要らないかも。区長がいて、区長の10人ぐらいのスタッフがいて、あとは何かあったら全部ぱっとインターネットで、それをそのまま聞くのではなくて、常に政策決定のときの参考にするとかやれば、今団塊の世代の人があと5年して、もうちょっといなくなったら、40代の人を中心になったらできる。僕は50代だからあえて言うんですけども、できるかもしれませんが、そういう可能性が出てくるので、そういうのを見据えてやってもいいのかなとは思いますが。

森田会長 大変おもしろい話ですけども、現実的にどうかという話は別ですけども。もう一つ今のおっしゃったことと関連して言いますと、区長さんも住民参加も飛び越してという話になるかもしれませんが、住民投票というのはどうなのかと。ちょっとここで先に議論して

いただきましょうか。

名方委員 大賛成なんです、ただそれをどう位置づけるかだと思っんです。住民投票でこうなったからこうするということではなくて、なおそれはある面では参考にできる。つまりどうということかという、例えば、住民投票で競輪をやれというのが出たと。だけど区議会では反対をした。それはそれでいいわけです。そうするとそれをやった人たちは、区議の人たちはその選挙のときに、反対でもやったんだということで次の負託を受けるわけですから、そういうものを今の段階、だから住民投票でやっているとな本当のデマゴグみたいになる可能性があるんで、でもそれをシステム化して参考にすればいいんじゃないかなと思いますけれどもどうでしょう。

森田会長 いかがですか。

山田委員 何でもかんでも住民投票というのは私は個人的に反対です。住民投票の話は、たしか住民条例、条例に基づく住民投票とか何だとかという話は割と最初の方で議論に出て、そのときに話はしたかなと思っんです、首長、それぞれの牽制のシステムとして住民投票というのは持つべきだというふうに思っていまして、首長もだめ、議会もチェックしなかった、そのときに、住民が最後の伝家の宝刀をとるときに、そういう住民投票がないかとかいうのはあるのかなと。あと原発でもないですけども大きな問題になれば、そのときはそのときでやるという、その2タイプぐらいかなとは思っんですけれども。何でもかんでも手元の、家のスイッチで、ボタンで押したら、なかなか区政運営も大変なことになるんじゃないかなという気はするんですけども。

森田会長 よく言われますが、「福祉をよくすることは賛成ですか、賛成です。保育所をもっと整備することは賛成ですか、賛成です。税金を上げることは賛成ですか、反対です」とはどういうことが起こるかという、そういう議論はよくありますけれどもね。

名方委員 でも、あえて言えば、もうそろそろ直接民主制が可能になるような市民社会、成熟された市民社会が文京区で起きているという前提に立てば、僕は今までの住民投票ではなくて、やはりそういう新しいITなんかをもっと活用した形のものを入れると。それは権限はなくていいと思っんですけれども、それがぱっと出れば、さっき山田さんがおっしゃったように、興味のない人だって興味を持つじゃないですか。そういう意味での活性化にはできるんじゃないかなと思っんですけれども。あとはやり方次第だと思っんですけれども。

斎藤副会長 形式の話ばかりで申しわけないんですが、ページ数としては、この区民憲章資料9号の35ページ、36ページで、少し現在までに出たところの意見の抜粋というのを事務局の方でつくっていただいている。ただ、意見の抜粋の2番目は、これは何か情報公開の分がまぎれちゃっていると思っしますので別のところだと思っんですが、意見の抜粋としてはそういうことです。

それから参考例としては、ニセコにせよ杉並にせよ住民投票を設けることができるという形で、基本条例の場では間接的な形で書いているわけです。ここでこういうことについては住民投票をやるんだというところまでは決めていない。しかし、住民投票という制度を将来的に設けること

ができるという、いわば、上の委員等の意見でいえばプログラム規定というか、そういう枠は少なくとも基本条例で設けておきましょう。ですからこの問題についても、こういう間接的な形で書くか、それとももっと直接的に、住民投票をやるぞというところまで踏み込むのか、それともそれはむしろ、もう少し個別の条例にゆだねるのかと、いろいろな選択肢はあるということです。

森田会長 住民投票というか、直接民主主義と議会の関係はよろしいですか。

藤原委員 すみません。住民投票にする要件というのはかなり厳しくなければいけないと思うんですけども、さっき成熟したかと名方さんがおっしゃったけれども、やはりもうちょっと区民の中で、自分たちで話し合ったりする協議というか、そういう場がないと、いきなり1人1票というのは何となく無理かなという気がするのですけれども。そういう成熟度がどういうふうに文京区では評価されているのか、ちょっと知りたいんですが。

沼沢委員 文京区の成熟度と言われて、ちょっとストレートには言いがたいのですが、やはり文京区の区民の意識が高い。どういう意識かといろいろ分析すれば、例えば投票率も高投票率で、これだけやはりいろいろな教育機関があって、教育のまちということについて、いろいろな面で、やはり町会の関係者だとか、いろいろな人に会って話したりすると、やはりすごいプライドを持っているんです。それは基本構想の最初のくだりにも、「『文教の府』と言われ、『文化の香り高いまち』をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛着」というふうに書いてあるのを、これは多分もう決して言い過ぎではないというような状態、感じを持って見えています。

ところが一方で、いろいろな個別の施策を見たときに、例えば、受益と負担というような問題。これは例えば会議室の使用料の値上げの問題、必ず反対の意見が出てきます。これを一つ一つのテーマにどれくらいの、それを議論するのに足る情報というのが何なのかというのは非常に難しいんですね。例えば今も行革の関係で、ある施設の廃止というような問題を区民に素案という形で提示していますけれども、その問題を見ると、区政全体から見たときの位置づけとか、その施設を利用している人から見た見方とか、いろいろな見方があるはずなんです。これをでは、徹底的にこれで議論が尽きたと言えるような状態を、有権者十数万の大きさの中で、どれくらいの、この程度ならもう議論が尽きたと言える状態になるのか、ここがやはりかなり難しいと私は思います。住民投票というのは、伝家の宝刀としてつくってもいいかもしれないけれども、余り簡単にそんなに抜いてほしくないなというふうに思います。住民投票というのを、何をテーマにするのか、どういうふうに強制力を持たせるのか、どういう効果を持たせるのかというのはかなり限定した使い方じゃないと難しいので、少なくとも私はこの区民憲章の中で具体的なものまで規定するのは少しまだ早過ぎるかなと思います。

名方委員 僕は、状況認識は同じなんですけれども、全く反対なんです。まず、住民投票をやるというのはIT化をしるという前提ですよ。コストを安くやるというならやりなさいというのが前提なんですけれども、今おっしゃる意味はよくわかるんです。僕は、だからこそ住民投票

をやるべきだと。つまり、サイレントマジョリティの意見が出ないんです。説明会をすると、極端な人が来るんですよ。極端というの違いですが、それだけ意識は持っている、困る人、意識は持っている人。でも全体のバランスを見たら、やはりそれはわかるけれども、このぐらいだと落ち着くんですよ。そういうために僕は住民投票をやる。僕も個人的には、前に、保育園で会長をやったときに、エンゼルプランがあって、厚生省の問題でやったわけですよ。いろいろな人、意見、だからいろいろな党派の人も来ていろいろな人、いろいろ出てきます。だけど、マジョリティはちゃんときちっと説明すればほとんどわかるんですよ。そういう意味では逆だと思うんですね。きちっとオープンにしてやって、もちろん皆さん方の意見もあるけれども、投票の結果はこうなりましたということで理解を得るといふうにした方が、より民主主義は進むんじゃないかなというのが私の意見なんです。

松本委員 わかりやすい情報公開をされていれば、そんなに間違った判断をしないと思います。先ほど福祉OK、何でもOK、だけど税金のあれはだめという言い方も、やはり情報公開がされていれば、私たちは、家族として、自分のうちの文京区のお財布の中がこのくらいしかないというのがわかっていれば、それぞれのバランス感覚で判断ができると思います。もう少し、文京区民を信用していいと思います。

説明会で苦労なさっていることについては、私は二つ言いたいことがあるんですが、先ほど言ったように、それがなくなることで困る人しか来ない。わざわざその時間に行かなきゃ大変なことになるといった人だけがというか、その方たちがほとんどで説明会に見えます。それと、説明会というのは、行政がもう既にやると決めたことを、形のためにやってきたと思います。町会長さんが、あっちもこっちも呼ばれていかなきゃならない。結局お上に合わせるための、アリバイづくりの説明会だったことが、ずっと歴史的にあったということだと思います。これも一つの過渡期だと思いますが、そういう歴史があって、本来の説明会の形から今、大変極端になっていると思います。

藤原委員 松本さんがおっしゃった、公開をきちんとすればというのに賛成です。これは住民投票条例という、別の条例で決めることになるんだと思うんですけども、やはり住民投票の前にはきちんといろいろな協議会をつくって、地区ごとに、本当に今の松本さんが言ったようないかげんな説明会ではなく、きちんと話し合いの場をつくった上で住民投票をするというシステムにしなきゃいけないなと思うんです。

それは、ちょっと例としては、昔ある生活協同組合で班というのがありまして、6、7人の班で、議決は班1票だったんですね。それがあるところから班ができなくなって1人1票にしたら、とんでもないことが議決されてしまうようになった。やはりちゃんと話し合っただけで1票にしている間はすごく運営はうまくいっていたんだけれども、1人1票にした途端にかなり大変なことになったということもあるし、やはり話し合う過程、そこで何か情報交換したり、自分の考えを

磨く過程がないと、いきなりというのは難しいかなという感じがします。

あと、説明会なんですけど、建築関係の説明会なんかは、そういうお上に合わせるという意味もあるけれども、かなり範囲を狭く今まではとっていたんです。10メートルとか12メートル以内とか。それだと行きたくても、何か白い目で見られながら行くしかないという感じ、もっと本当に広く、それこそマルチステイクホルダーというか、周りのいろいろな、そのの通りすがりの人ももちろんというか、そこに通っている人も、住んでいる人だけじゃなくということで、かなり広い範囲を説明会の対象にするということも必要じゃないかなというふうに思っています。

森田会長

今説明会のお話が出ましたけれども、住民投票はいろいろと過激な意見から、いろいろとあったと思いますけれども、もう一つ申し上げますと、やはり住民参加の仕組みというのはみんなで話し合い、情報を公開するという仕組みが、いきなり住民投票に行く前の段階であると思うんです。それにつきまして、割とこれは議論が出ていて、情報公開と住民参加は皆さんかなり熱心にご発言があったかと思います。パブリックコメントも含めて、このあたりはもう特につけ加えるとか、何かご意見でもございますか。

松本委員 パブリックコメントというのは、何かそれも一つの言いわのように使われているのが現在の状況だと思います。張り切って一生懸命意見を送ってもそれで終わってしまって、半年ぐらいして、おかげさまでこういうものができましたという本が送られてきたことがありました。文京区ではない違う行政ですけども、これがパブリックコメントなのか、やはり私たちの感覚とは大分違うなと思っています。

森田会長 いかがですか、今の点につきまして。

名方委員 やはりそうだと思うんです。どう見ても最初に結論ありきで、それがための話をまとめたみたいな印象はぬぐえないですね、現実としては。だからあとは効果の問題とコストの問題なんで、やることはいいと思うんですけれども、本当に実態があるならばやればいいけれども、今までの経験を見ていると、あーあというような感じの場合が多かったんです。それはどうしてなのかという議論になると、そのままさっきの議論に戻ってくると思うんですけれども、そのところはああると思うんです。

森田会長 役所が決めたのではなくて、本当に参加して何かを、物事を発案していく人が決めていくというのは、どういう仕組みが具体的にございますか。

名方委員 極論すれば、何もなくてもいいのかなと。僕は今夜警国家の状況だと思うんですけども、今犯罪もふえていますよね。もう我々は自分たちでやらなきゃいけない。私もコミュニティスクールなんかやったのも自分たちでやるしかないということでやり始めたわけですけども、そういう人たちがどんどん出てくれば、自然と自治が出てくるんです。だから放っておけばいいと。教育についてもそういう意見を持っているんですけども、放っておくのが一番いいと

いうふうな感じが。だから、あえてパブリックコメントをつくってコストをかけるならば、ではやらないでどうなのかということを見たら、なくてもいいのかなという感じはします。

沼沢委員 例えばもう決まったのにアライズづくりの説明会だとかという、これは都市計画決定だとかいろいろな場面で、もう30年ぐらい前から行政はそういうふうに見られるふしもあって、実証的に言うわけじゃないんですけれども、それはそういう面が少なくないときもあったかもしれませんが、逆に今度、白紙で考えてくださいと言うと、行政はたたき台もつくりませんか、一部でこう言われるんですね。実際私なんかもそれを経験しているんですけれども、そうすると、どれくらいのアバウトさで出した方がいいのかという問題となる。それでアバウトに出すと、これはまだ素案だから、まだ決まっていないから変えられますよというふうな説明をしても、でも本当は決まっているのでしょとと言われる。また、住民の側がちょっと先回りをした言い方で、もうあなたたちは変えないんでしょうという反応もある。一方で、もし、非常にアバウトな状態で提案をすると、全然具体性がなくて、我々はどっちがいいか判断できない、こういう言われ方もします。でも人によっては、「ではこういう案ならばこういうふうにしてほしい」、行政側として実はこの程度のところが一番欲しいので、この具体的ところが決まっていなくても、私はこういう具体案を提案しますと。そこに行政側がいろいろ説明会をするときの意味なりメリットがあると思うんです。したがって余り冷たい目だけで見ていただきたくないです。

ちょっと執行機関の責務のところへ戻るかもしれませんが、ニセコなり杉並の実例を見ている、私も、私の所管する仕事の中で、広報課の中で公聴部門、聴く方ですね。モニターとか。そういう仕事があるんですが、これはちょっと今私も自分の仕事でありながら、これの法的根拠とこのを考えてみて、随分前から住民参加とか言われていながら、なかなか成熟した法体系みたいなものを余り議論してこなかったような気がします。自治法にそういうものがあるのかどうかです。それから、区の条例で情報公開条例がありますけれども、今になってパブリックコメントだとか、参画条例とか、それで執行機関の責務にそれを入れることが適当なのかどうか。区議会でチェックをするという仕組みがあるにもかかわらず、区長が積極的に区民の意見を聞きなさいということは、区議会をないがしろにするんじゃないかという、それを制度化するとそういう恐れがあるというので、ちょっと責務として一般的なことが書いてあるんだけど、なかなかそこまで踏み込んでいない団体がほとんどのように見えるんです。そういう議論があったのかどうか。そこはやはりこの基本条例には入れないで別建てにするのか、あるいは入れるとしたら、執行機関じゃなくて区の責務として、さっきのテーマにもまたもとへ戻るんですけれども、確かに選挙で選ばれたけれども、執行機関も議決機関も意見を聞かなければならないというような責務のところに入れることも一度は検討してもいいのかなというような気がします。

森田会長 ぐるっと輪になって戻ったといいますが、最初の区の責務から区議会へ行って、なかなか区の執行機関についてご意見がないようですから、むしろ決めるということで住民投票が

ら住民参加へ進み、ちょうど今沼沢さんがうまく区の責務に戻してくれました。区の責務のところは、今の部分はいかがですか。これはかなり重要な問題でして、要するに、今までのやり方というのは、公聴、広報というか、区長さんがなぜ住民の声を聞かなくてはいけないのかと。その法的な根拠は斎藤先生に後で説明してもらいますけれども、基本的に昔のこの制度の考え方というのは、選挙でもって立派な人を議会で選ぶわけだし、首長を選ぶわけです。首長さんは住民のもう一つの代表である議会に対して責任を負って仕事をしていれば、当然その有権者に対して責任を果たしているというのがこの制度の一番原則的な考え方ですから。それに対して区長が自分たちは選挙で選ばれて、自分が信任を得ているんですけども、それが何かあるごとに、まさに住民の声という形で、いろいろと言われるということになりますと、これはだれに対してどの責任を負っているのかという議論は当然出てくるわけです。しかしそこで出てくるのは、区長を選び、区議を選んだ住民と、いろいろ意見を出す住民が同じ住民だというのが非常に話が難しくなるところなんです。だから最初の考え方で言いますと、選挙のときの有権者として登場する住民というのが一番偉くて、そこで登場してしまえば一応後ろに引くということなんです。途中、やっている最中に余り全面に出てくるというのは制度的になかなかつじつまが合わない。しかし、やはり区長はちゃんと日常的に区民の言うことを聞くべきだという話になってきますと、これは全体として仕組みをどうするのかなど。そこで戻るわけじゃありませんけれども、議会と首長と合わせて、有権者に対してどういう責任を果たし、役割を演じるのかというのがまた区の責務の話になるのかなという気がしますけれども。

藤原委員 さっきもちょっと言ったんですが、選挙のときには、私たちは限られた情報で選ぶわけですね。文京区内のすべての課題について全権委任しているという感覚はないですよ。だから、その選挙の時点で問題になっていなかったことについては、それぞれの議員さんがどういう考えを持っているかすらわからないわけです。やはり重大なことが持ち上がったらちゃんと区民の意見を聞いてほしいというのは実感としてはあります。

森田会長 今のご意見はそのとおりだと思いますけれども、それに対してあえて反論しますと、世の中何が起こるかわからないわけで、その都度その都度区民の意見を聞いているわけにはなかなかいきません。今の議会の仕組みとかというのは、要するに信頼できる人を選びましょう。その人が自分たちの意見を常に耳を傾けてくれてみんなで話をしてくれるはずであるという前提でできているわけです。だからそのところは現実と建前の乖離があるところなんですけれども、ただし、建前というのはやはり制度の仕組みですから、それを全く現実が違うからと言って、全部無視してしまうとしますと、別の建前をつくらなくちゃいけない。

住民投票というので本当にそれで物事を決めてしまえというのは、これはある意味で建前をがらっと変えるという発想にもなるわけです。ほかにお仕事を持って日常忙しい人が、行政のあらゆることについてみんな本当に情報が公開されたとしても勉強して、それで判断できるんですか



という議論になってくるわけです。

名方委員 それはできるようになると僕は思いますよ。よく言われるのは、アメリカなんかはみんなボランティアで区議をやっていると。だから一番思うのは、1,200万は要らないでしょうと。400万ぐらいだったら別に区議でもいいけれども、1,200万ももらうなら、正式な数は今出してくれと言ってもわかりませんが、大体1,000万以上はもらっていることは確か。それとの費用対効果がやはり基本でしょうね。

それともう一つは、なぜそういう本音の議論が出てくるかというのは、やはり形骸化しているんですよ。それでなぜ今そういうことがやれるかというと、それがちょうど過渡期だと松本さんがおっしゃいましたけれども。僕は例えばNP、これ80ありますよね。これが恐らく、ラフな感じで言うと、最低400ぐらい。しかもかなり機能するNPが400できれば、今町会が157とおっしゃっていますけれども、恐らくきょうした議論は、パブリックコメントどころか、毎日ばんばん出てきますよ。そうするとその中でバランスが出るという形になると。というのは、その根拠は、昔ポートランドのNPの人を呼んで最初にいろいろ議論したことがあるんですが、そのときにあそこは150万の町で、4,000あると言ったんです。その比率から言うと、文京区16万あれば、400、500あってもいいかなと。今80ですよ。しかも機能しているのが幾つかあるんで。そうするとNPが新たないわゆる公的な機関をサポートする部隊として、町会は150なりあるけれど、きょうは町会の方は来られていないけれども、どっちかという区の与えられたものを上から、上意下達の機関として町会があるという印象だと思います。これは議論をしないといけません。そうじゃなくて、下から上げるという意味ではNPみたいなところがあるんじゃないかなと。そうなってくると思うんです。それはいつも言う要するに何年か先かわかりませんが、団塊の世代が大量に出てくる2007年ぐらいになれば、行くところはないんですから、影響を受けざるを得ない。そうなってくると、きょうしたような議論も、実体的にはどんどん出て、それを踏まえ上で、方向性を目指していくということが必要なのかなという感じはします。

斎藤副会長 また、枠組みの整理になりますが、執行機関が、なぜ住民の声を聞かなきゃならないのか。根拠はなんだということですね。聞くとすればむしろ住民代表である議会の方を向くはずだというんですが、これは基本は二つに分ける必要があると思うんです。一つは、個々の住民の権利にかかわるいろいろな権利がありますが、そうするとその権利を制限したりする場合には、利害関係者として意見を聞かなきゃなりません。だからこれは権利保護型の参加なり手続で、これはさかのぼれば憲法にまでさかのぼる問題で、これは問題が少ないところです。ですから国の行政手続法とか、文京区の行政手続条例でもそれは明確に規定している、不利益処分の前に聴聞しなければならぬと。それがだんだん外縁が微妙になるわけです。例えば近所にあった公園がなくなるという場合に、その周りの住民の人々の声を聞こうというのは、その権利の延長としてとらえられる面があると思われまます。

もう一つは、そうではなくて広く薄く区民に聞くという、これは民主主義的な参加とか民主主義的な手続ということになります。計画とか条例をつくる時に、これは先ほどの権利保護のための参加とか手続と比べますと、議会との関係が正面に出てきます。それはむしろ聞く相手とか説明する相手は議会ではないか。現在の考え方はどうなっているかという、国の情報公開法とかパブリックコメントを入れたときの考え方は、やはり行政が、現代型の国家なり社会の中では、直接国民に対してそういう説明責任を負っています。議会に対してだけ説明すればいいというものではないという考え方が強くなってきていますので、それはそんなに根拠のないものではないと思います。ですから行政、あるいは執行部が、国民あるいは住民に対して直接説明し、直接の参加を求める。もちろんそこを突き詰めていくと、では議会は何のためにあるのだということになります。そのバッティングをうまく解消するために何か書くとすれば、区全体の責務として参加を図るといふふうにすれば、さしあたりその執行機関と議会の関係は捨象して、区の責務として区民に対して説明責任を果たす。あるいはそういう民主主義的な参加の機会を確保するという説明はできると思います。

もう一つの技術的に回避する方法としては、これは実際に条例に対してパブリックコメントをかけるというようなことをやっている自治体の方に話を聞くと、議会の反発がすごく予想される。つまり条例というのは議会で作るものであって、それに先んじて住民の見解を後から聞くというのはどうなのか。これについては、自治体によってはむしろ審議のための素材として情報をより幅広く集めるということは、その議会の権限とそんなにバッティングしないんじゃないかということでも意外と賛成が得られた、ということもあります。

森田会長 憲章レベルだと、議会がパブリックコメントをやっても何ら問題はないでしょう。

大体8時半ぐらいというのが予定された時間で、大分あと残り少なくなってまいりました。どうぞ。松本さん。

松本委員 行政、それから議会もそうですね。例えば行政だったら、その調整役というのがまずあります。だけど、NP ができるというお話も、将来的に何十年か先に可能性は十分あると思いますが、現時点では、行政がプロとしてその手腕を発揮できるような仕組みがあれば、能力のある方たちはたくさんいらっしゃるの、その辺を期待したいとまず思います。それは議会に対しても同じように思います。もし、それが機能しないとしたら、その機能しないマイナスの部分を取り除いたり、工夫したりして、まずそのプロの力を発揮できるようにしていただいたらどうでしょうか。

森田会長 大変重要なご指摘だと思います。ほかにいかがでしょう。

佐藤委員 先ほど議会について発言したので、それに関連してなんですけれども、間接民主主義をとる議会の役割については重要な役割があることは間違いない、先ほど会長のおっしゃったとおりだと思うんですけれども、ただ一方では、実体的に見ると、議会というのは、党派で動く

という面は、これはやはり実態の面として無視できないと思うんです。結局議会といっても、各党派がその各党派の行動によって動いていく。また、行政機関の長である区長の方も、これも党派性がないかという、これは確実にあるわけなんです。ですから、直接選挙で選ばれた区長と、間接民主制の選挙で選ばれた議会との関係というのは、その党派性があるということを前提に考えないと、必ずしも実態と理念上の役割とが一致するとは限らないと思います。そういう意味で、僕はいろいろな施策をやっていく上において、直接に住民の意見をその都度、ある程度聞く制度をつくっていくということは意味が大きいと思います。

もう一つ、区民憲章のこの項目に添って今まで議論してきましたが、いただいた資料で、杉並区とかほかのまちづくり条例なり基本条例を見ると、この文京区の区民憲章の項目に入っていない項目を項目出ししているものもあると思いますので、文京区の区民憲章の項目に沿って一とおり議論するというのは正しいと思うんですけれども、その項目に抜けがないかどうかということについてもチェックしたらどうかと思います。

森田会長 現時点で、どこかそういう要素というのはございますか。

佐藤委員 そうですね、杉並区では、行政評価というものが一つ出されています。これは項目建ての問題だけかもしれませんが。

森田会長 そうですね、あと杉並はかなり細かいですけれども、その下に財政の話も項目としてございますよね。ありがとうございました。

それではもう、大分時間もまいりましたので、きょうはそろそろと思いますけれども、この後どうするかということです。冒頭のところでちょっと事務局からもお話がございましたし、私の方からも申し上げましたけれども、次回からどうするかということです。皆さんどなたかが、原案をつくってくださる方がいらっしゃればと思いますが、なかなかお忙しいし、難しいということになりますと、先ほど松本さんがおっしゃっていましたが、優秀な方がいらっしゃる行政の方に原案をつくっていただき、今度はその整理されたものを素材にしてご議論いただくということでよろしいでしょうか。決して先に決まっているというものじゃないということを前提としてですが。

名方委員 そのときにできれば、いろいろな意見のある方がいらっしゃるんで、有志でいいですから、一度ワーキンググループで徹底的議論をしてやるような会を持たればどうかなと思います。

森田会長 それについては、時間的な問題で、テクニカルで可能かということがありますけれども、可能な限りそういうことでいいと思います。できればその事前にいろいろと、さらにご意見を伺うということもいいかなと思っております。事務局は、それでよろしゅうございますね。そういう形で少し整理をしていただいて、そのときにきょうはいろいろに思いの丈をおっしゃっていただいたのかなと思いますが、形として区民憲章の基本条例ということになりますと、やは

り国の法律との関係とか、そうした法制面のチェックというのは一応しておかなければいけません。それも踏まえた上で少し整理をしていただいて、きょうの意見がそれに反映されているか、また、法制面のチェックがどうかだったかということも、また次回ご議論いただく。そういうことで、少し前に進めていく形にしていきたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

では、そういうことで、事務局の方へお渡しします。

久住幹事 そういたしましたら、森田先生、斎藤先生にもご相談いたしまして、なるべく早目に21日ぐらいには、整理をしたものをお送りするような形がとれるよう最大限努力したいと思っています。来週の金曜日を目途に、ご自宅の方に郵送します。

次回の会議は12月11日ということで前回お諮りいたしました。12月5日ぐらいまでに、皆様方の方からファクスでもメールでもお手紙でもお電話でも結構ですけれども、ご意見をいただくような形をとりたいというふうに思います。

また、先ほど名方さんの方から、もう少しワーキンググループではないけれども、1日でもかけて議論した方がいいんじゃないか。その方が意見としてまとまったものが出てくるんじゃないかということであれば、有志の会ということですが、事務局の方で会場の設定いたしますので、例えば日曜日1日ぐらいかけて、例えば9時ぐらいから集まって3時ぐらいまで、途中休憩をとってやってみてもおもしろいかなと思います。個人的に意見を出すということも結構ですし、そういうことでご希望があれば、せっかくだから集まってやりましょうということで、今、日程がわかれば、事務局の方で区の施設の会場をお取りして、皆さんで議論をしていただいて意見を出してもらおうというような形でセットいたします。ですから、森田先生からお話いただいた整理した資料を、来週中ぐらいには事務局の方からお渡しするような形で考えてございます。

名方委員 来週まとめていただいて、11日に議論ですから、例えば連休を外して、30日なんかいかがでしょう。

久住幹事 もしよろしければ30日ということで、来られる方ということでしょうけれども、一回やって、そこで議論が続いてもう一回やろうということであれば、6日でも7日でもまた同じように会場をお取りして議論をしていただく形でも構いませんので。もし30日ということでしたら、なかなか会議室をすぐとるのは難しいので、今決めていただいた方が事務局としてはありがたいですけれども。もし何人かお出になられるようでしたら30日、9時ぐらいからでもおとりして、皆様方の方にこの会場でとりましたということでご通知申し上げます。

藤原委員 突発事故がない限り参加したいと思うんですが、前回何か、中間素案起草委員会とか言っていたのは、それはもう新公共経営担当課の方でやってくださるということですか。

久住幹事 きょう先生の方から整理したものを出したらどうかということですので。

藤原委員 この検討資料の中にあるいろいろな方の意見なんかをまとめてつくってくださるのですか。

久住幹事　そういう形で考えています。

森田会長　個別項目でいろいろなご意見が出ていますので、個別のところだけでこれがいいと言っても、全体として筋が通らないと、やはりこういうものはなかなかうまく形ができないものですから、そのところを今までは断片的に、個別のトピックごとにご議論いただいていたけれども、少し筋を通した形でお示しいただく方が、これから議論がしやすいということでお考えいただいて結構だと思います。

久住幹事　佐藤委員から出されたような、項目の加減というか、入れたり出したりというようなものも含めたものをお送りするという形になるのかなと思っております。

森田会長　言うは易くして、これは実際の作業はかなり大変で、来週1週間でというのは、優秀な事務局に期待しておりますのでよろしく願いいたします。

山田委員　11日にかかるものは、割とこういう条文でするものを目指して、その手前の骨子的なものは21日でということですか。

森田会長　そうではなくて、要するに、21日にお送りしたものを、少し皆さんで検討していただいて、直したものを11日に出すということです。まだ条文までは早いかなという気がします。

久住幹事　例えば、キーワードを少し連ねて、条文に若干近い、条文のイメージが何となくわくようなものぐらいただったら、事務局の方でいただいた今までのご意見を抽出してできるかなとは思っています。

ただ、条文までのイメージが全部わくような形のもというと、まだ十分ご議論いただいていない部分もございますので、なかなかそこまでは難しいかなというふうに思います。そんな程度のもを21日に各皆様方の方にお送りしようかなと思っています。もう少し詰めたものということで山田委員の方からご要望があれば、それについては、できるかどうかはちょっとわからないので、やってみたいというふうに思います。その辺については具体的にはいかがですか。

山田委員　いや、特に。ナチュラルにできるもので結構です。

森田会長　私のイメージとしましては、例えばこういう項目を入れるべきだと。だからきちっと住民参加の制度を保障するとか、最小の費用で最大の効果とか、そういう項目をまず上げる。その項目の前提として、何を論じるかという大項目がありますし、そういうキーワードのようなものを並べていくというのがこれから取り組む話かなと思って、その後で、それをどう表現するかという話になりますし、これは憲法ではありませんけれども、それに近いような重みを持つとしますと、「てにをは」や点一つから、ある意味大変重要な意味を持ちかねないものですから、そこまでいきなりやってしまうというはちょっと無理でしょうということです。

大体そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

山田委員　一つだけすみません。30日はちょっと家に帰らないとわからないのですが、そのときには法律の専門家である齋藤先生とかというのはアドバイザー的に参加するんですか、それと

ももうこれは委員の中でやればという感じなんですか。

森田会長 それは斎藤先生も文京区民でいらっしゃいますので……。

斎藤副会長 どうしても法律家というのは、これは法律上できないとかそういうことになりがちなものですが、もしスケジュール上時間が許せば出席させていただき、質問にはニュートラルにお答えしたいと思います。

森田会長 ということで、よろしゅうございますでしょうか。

では、5分ほど過ぎましたけれども、きょうはこれで閉会といたします。次回は12月11日ということで予定させていただいています。

それでは、これで第5回の区民会議を終了いたします。どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

「閉 会」(20:35)